

## 新法紹介

- 1 「データの越境流動促進と規範規定」をはじめとする中国最新データ越境流動政策
- 2 国務院弁公庁による「高水準の対外開放を着実に推進し、外資誘致及び利用を強力に拡大することにかかわる行動方案」
- 3 「クロスボーダーサービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）」（全国版・自由貿易区版）
- 4 「中華人民共和国消費者権益保護法実施条例」

### 1. 「データの越境流動促進と規範規定」をはじめとする中国最新データ越境流動政策

国家インターネット情報弁公室は、2024年3月22日に、「データの越境流動促進と規範規定」（以下「本規定」という。）、「データ越境安全評価申告指針（第二版）」並びに「個人情報越境標準契約届出指針（第二版）」を公布し、同日より施行することになった。2023年9月28日付で本規定の意見募集稿を発表してから6か月間を経て、データ越境に関する新たな制度がようやく正式にスタートすることになった。新たな制度では、中国域内から海外への個人情報の越境移転にあたり、個人情報保護法で要求される標準契約の締結等のクリアランス要件が大幅に緩和された。

以下は、中国で事業を行う日系企業によるデータ越境移転対応において想定される影響を踏まえて、重要なポイントをピックアップして説明する。

#### (1) 重要データの判断基準

行政主管部門、地方当局から、重要データを取り扱う旨を告知された又は対外的に発表公開された場合を除き、データの取扱者は自ら取り扱うデータについて、重要データに関するデータ越境移転の安全評価審査を申告する必要がない。

#### (2) 越境移転の安全評価審査・個人情報保護認証・個人情報標準契約締結それぞれの適用について

① 包括的免除に関する特殊要件（データ処理者の種類、センシティブ個人情報・一般個人情報であるか、且つ個人情報の数量を問わない）

以下の場合では、データ越境移転の安全評価審査の申告、個人情報の保護認証の取得、若しくは個人情報の越境移転標準契約の締結はいずれも免除される。

- a 国際貿易、越境運輸、学術提携、越境の生産製造及びマーケティング活動等で収集・生成したデータを越境移転させ、且つ個人情報若しくは重要データが含まれない場合
- b データ処理者が中国域外で収集・生成した個人情報を中国域内での処理を経て再び域外に提供し、且つ中国域内での処理において域内の個人情報若しくは重要データが含まれない場合
- c 個人を一方当事者とする契約を締結・履行するために、中国域外に個人情報を提供する必要がある場合
- d 法に基づき制定された社内労働規則や集团的労働契約に従い人的資源管理を目的として個人情報を越境移転させる場合

e. 緊急対応時に個人の生命健康及び財産安全を守るために、中国域外に個人情報を提供する必要がある場合

#### ② 重要情報インフラ運営者であるデータ処理者

個人情報若しくは重要データを越境移転させる場合、安全評価審査の申告が必要

#### ③ 重要情報インフラ運営者でないデータ処理者

a. 重要データを越境移転させる場合、安全評価審査の申告が必要

b. 当年1月1日から起算して越境移転した個人情報が100万人（センシティブ個人を含まない）以上の場合、又は越境移転したセンシティブ個人情報が1万人以上の場合、安全評価審査の申告が必要

c. 当年1月1日から起算して越境移転した個人情報が10万人～100万人（センシティブ個人を含まない）である場合、又は越境移転したセンシティブ個人情報が1人～1万人の場合、個人情報の保護認証の取得、若しくは個人情報の越境移転にかかる標準契約の締結が必要

d. 当年1月1日から起算して越境移転した個人情報が10万人以下であり、かつセンシティブ個人情報の越境移転がない場合、越境移転の安全評価審査・個人情報保護認証・個人情報標準契約締結はいずれも免除される。

#### (3) 自由貿易試験区内での柔軟対応

自由貿易試験区が区内向けのデータに関するネガティブリストを制定することは認められる。区内のデータ取扱者は、ネガティブリストに載せられたデータ以外のものを越境移転させる場合、越境移転の安全評価審査・個人情報保護認証・個人情報標準契約締結はいずれも免除される。

#### (4) その他の義務履行の明確化

上記（1）～（3）に関わらず、個人情報を越境移転させる場合、法に基づき本人への告知、本人の個別同意の取得、PIAの実施は必要となる。

また、同日公表された「データ越境安全評価申告指針（第二版）」並びに「個人情報越境標準契約届出指針（第二版）」は、基本的に本規定における現行法令への調整事項を踏まえたもので、データ越境移転の安全評価審査の申告、個人情報越境移転の安全評価の届出方法、プロセス並びに所要資料等の具体的な要件が明確に示され、データ取扱者が提出すべき資料につき最適化・簡素化の調整が行われた。

（国家インターネット情報弁公室2024年3月22日公布、同日施行）

## 2. 国務院弁公庁による「高水準の対外開放を着実に推進し、外資誘致及び利用を強力に拡大することにかかる行動方案」

2024年3月19日、中国政府網では「国務院弁公庁による『高水準の対外開放を着実に推進し、外資誘致及び利用を強力に拡大することにかかる行動方案』」（以下「本方案」という。）が公布された。本方案は対外開放につき政策面から後押しし、外商投資の誘致を促進させる狙いであると思われる。

本方案では、市場参入を拡大し、外商投資の自由度を向上させること、外資への支援策を拡充し、外資の誘致を促進させること、公平な競争環境を最適化すること、イノベーションを生み出す要素の柔軟な創生を促進すること、高水準の国際的経済貿易ルールに対応させるために国内の規制を完備させること等、5つの方面から合計24項にわたる具体策を打ち出した。

具体的には、以下の事項が注目されている。

- ① 従来の製造業領域への外資参入制限措置を完全撤廃する。
- ② 電気通信、医療等の分野での対外開放を引き続き促進する。
- ③ 北京、上海、広東等自由貿易試験区において、若干の外商投資企業を対象に、遺伝子診断・治療技術開発及び応用などの分野において、対外開放の試行措置を拡大する。
- ④ 外資金融機関による銀行、保険分野への参入を更に拡大する。
- ⑤ 条件に適合する外資金融機関による規定に基づく域内での債券発行への参加を認める。
- ⑥ QFLPの試行範囲を拡大する。
- ⑦ 外商投資企業と本社とのデータの流動性を支持する。
- ⑧ 国際的高レベルの経済貿易ルールに対応させるための試験的作業を拡大する。

（国務院弁公庁2024年3月19日公布、同日施行）

## 3. 「クロスボーダーサービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）」（全国版・自由貿易区版）

商務部は、2024年3月22日、当部門HPにて「クロスボーダーサービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）」（2024年版）（以下「全国版」という。）及び「自由貿易試験区クロスボーダーサービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）」（2024年版）（以下「自由貿易区版」という。）をそれぞれ公布し、同年4月21日より施行することとなった。2018年9月29日付の上海自由貿易区向けのクロスボーダーサービスネガティブリストと2021年7月23日付の海南自由貿易港向けのネガティブリストが施行された以降、商務部は今回、全国向けと全国自由貿易試験区向けのネガティブリストを初めて発表することに

なり、今後、クロスボーダーサービス貿易を対象とした管理制度が新たに構築されると予想される。

クロスボーダーサービス貿易ネガティブリストにおいて、中国国外の提供者が、クロスボーダー方式（越境取引、国外消費、人の移動の方法）でサービスを提供するにあたっての特別管理措置を国民経済業種分類別に列記している。一方、国外のサービス提供者が商業拠点の越境によるサービスを提供する場合、全国向け・自由貿易試験区向けの「外商投資参入特別措置（ネガティブリスト）」を適用すると明確にされている。また、全国版と自由貿易区版の両ネガティブリストでは、サービス業につき概ね農・林・牧・漁業、建築業、卸売・小売業、交通運輸、倉庫保管及び郵政業、情報伝送、ソフトウェア及び情報技術サービス業、金融業、リース・ビジネスサービス業、科学研究及びテクニカルサービス業、教育、衛生及びソーシャルワーク、カルチャー、スポーツ及び娯楽業などの11種に分類している。全国版では71条の管理措置、自由貿易区版では68条の管理措置がそれぞれ規定され、自由貿易区における個人の職業資格、専門サービス、金融、文化等の分野にて更なる開放措置をより強力に打ち出している。例えば、金融分野では、条件に適合する国外の個人が法に従い証券口座や先物取引口座の開設を申請することが認め、国外の個人が証券や先物取引にかかわるコンサルティング業務への従事を申請することも認められた。また、個人の職業資格への制限につき、全国版と比べ、外国人による中国でのオークションの主催に関する制限が撤廃され、国外の事業主及び個人による通関業務への制限がなくなったことが認められると明確にされている。

（商務部2024年3月22日公布、同年4月21日施行）

## 4. 「中華人民共和国消費者權益保護法実施条例」

中国政府網では、2024年3月19日に「中華人民共和国消費者權益保護法実施条例」（以下「本条例」という。）が公布され、同年7月1日より施行されることとなった。2013年における消費者權益保護法の改正以来、11年ぶりに消費者權益保護の分野において新たな法令が公布、施行されることになる。本条例は、計7章53条から構成され、消費者權益保護法に定める事業者の負担する消費者の人身・財産の安全に対する保障、欠陥製品の処理、虚偽宣伝への取締り、明確な価格表示の要請、定型約款の利用、品質担保責任の履行、消費者個人情報の保護等の義務について細分化している。EC（イーコマース）に関して、事業者に対して、技術手段等を用いて消費者に商品の購入又はサービスの受入れを直接又は間接に強要してはならず、同一商品若しくはサービスにつき同じ取引条件の下で異なる価格若しく

は費用基準を設定してはならないとされている。また前払い式の商品購入に関して、商品の品質保証及び代金の払い戻しを明確にしたほか、事業者にて重大な経営リスクが発生した場合に前払い金の受入れを中止する義務等が明確にされている。他方で、消費者による賠償請求に関しては、クレーム、苦情の申立ては、法に従い実施しなければならず、不当に利益を得る、事業者の適法な権益を侵害する、市場経済秩序を乱すために、ク

レーム、苦情申し立てを行ってはならないとされており、商品又はサービスのラベル表示、仕様書、宣伝資料などに存在する瑕疵が、商品若しくはサービスの品質に影響を与えず、消費者の誤解を招くほどのものでもない場合、懲罰的賠償規定は適用されないとされている。

(国務院2024年3月19日公布、同年7月1日施行)

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

本ニュースレターの発行元は弁護士人大江橋法律事務所です。弁護士人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。